

## 粗たんぱく質の定量分析法

この分析法は、食品等のたんぱく質を含有する物品中の粗たんぱく質の定量を必要とするものに適用する。

粗たんぱく質の定量は、ケルダール法又は燃焼法（改良デュマ法）を基とした自動窒素測定装置によるものとし、装置の取扱いについては各自動窒素測定装置のマニュアルに従うものとする。

ケルダール法による試料の熱分解条件又は燃焼法（改良デュマ法）による試料の燃焼条件は、標準試料としてケルダール法の場合は試薬特級のトリプトファンを、燃焼法（改良デュマ法）の場合は試薬特級の L-リジン塩酸塩をそれぞれ使用した際の窒素の回収率が、いずれも 98 %以上 100 %以下であることを確認して決定する。

なお、窒素／粗たんぱく質換算係数は、下記のとおりとする。

乳及び乳製品 6. 3 8

小麦及びその全粒粉 5. 8 3

ライ麦、大麦及びオート 5. 8 3

米 5. 9 5

大豆及び大豆製品（分離大豆たんぱく質を除く。）

5. 7 1

その他 6. 2 5

### 参考文献

- (1) CODEX GENERAL STANDARD FOR SOY PROTEIN PRODUCTS 175 (1989)
- (2) 村岡幸恵、五十嵐智大、八木潤、片山貴之：関税中央分析所報, 57, 23 (2017)